

令和元年11月18日

地区連合自治会町内会長 様

旭区長

第27期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、各地域で御活躍いただいております青少年指導員の任期が令和2年3月31日をもって満了となります。

つきましては、貴地区連合自治会町内会において「第27期旭区青少年指導員依頼数一覧」に基づき、各自治会町内会長様に推薦の依頼をお願いいたします。併せて、貴地区の推薦調書を取りまとめいただき、担当までご提出をお願いいたします。

1 改選期日および任期

改選期日：令和2年4月1日

任 期：2年（令和2年4月1日～令和4年3月31日）

2 依頼数：別添「第27期旭区青少年指導員依頼数一覧」のとおり

3 提出期限：令和2年2月14日（金）

4 各地区連合自治会町内会長様あて資料

- (1) 第27期旭区青少年指導員依頼数一覧
- (2) 横浜市青少年指導員要綱
- (3) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (4) 返信用封筒

※参考に、自治会町内会長様あて依頼文及び「第27期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方を添付いたします。

※連合加入の各自治会町内会には各連長様あてに送付いたします。

連合未加入の自治会町内会については、単会長様あてに直接ご送付いたします。

4 各自治会町内会長様あて資料

- (1) 自治会町内会長様あて依頼文
- (2) 青少年指導員の活動内容
- (3) 第27期（令和2・3年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書
- (4) 「第27期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方

※その他、御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係 富岡、池田

電話（954）6099 FAX（955）3341

第27期旭区青少年指導員依頼数一覧

地区名	第26期		第27期 依頼数(B)	増減(A-B)
	依頼数(A)	現在数		
鶴ヶ峰	21	22	21	0
白根	14	14	14	0
旭北	21	20	21	0
上白根	7	6	7	0
今宿	12	12	12	0
川井	12	12	12	0
若葉台	13	12	13	0
笹野台	12	12	12	0
希望が丘	11	12	11	0
希望が丘東	18	18	18	0
希望が丘南	8	8	8	0
さちが丘	8	7	8	0
万騎が原	14	13	14	0
二俣川	17	12	17	0
二俣川ニュータウン	12	12	12	0
旭中央	7	7	7	0
旭南部	8	8	8	0
左近山	10	10	10	0
市沢	6	7	6	0
計	231	225	231	0

注1 令和元年9月現在の自治会町内会数・世帯数を基礎数とし、第27期青少年指導員の依頼数を算出しておりますが、依頼数は目安ですので、地域の実情に合わせ、推薦人員の柔軟な対応をしていただいております。

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在、原則として20歳以上65歳未満であること。ただし、再任の場合は、原則として70歳未満とする。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

令和元年 11 月 18 日

自治会町内会長 様

旭区長

第 27 期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、各地域で御活躍いただいております第 26 期青少年指導員の任期が、令和 2 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新たな第 27 期青少年指導員候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第 27 期（令和 2・3 年度）青少年指導員候補者推薦書

2 提出期限

令和 2 年 2 月 7 日（金）

3 提出先

連合会長様へ御提出ください。

4 送付書類

(1) 自治会町内会長様あて依頼文

(2) 青少年指導員の活動内容

(3) 第 27 期（令和 2・3 年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書

※推薦に当たっては、推薦を受ける方の承諾を受けてください。

(4) 「第 27 期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方

5 推薦基準

裏面「横浜市青少年指導員委嘱における留意事項」を御覧ください。

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係

富岡、池田

電話（954）6099

FAX（955）3341

「第 27 期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方

青少年指導員の推薦にあたり、ご質問が多い内容などをもとに、ご参考までに、区役所の考え方をまとめました。

1：推薦依頼数は、どのように算出したのか。

各自治会町内会あたり、何名推薦すればいいのか。

それぞれの地区への推薦依頼数は、令和元年 9 月現在の自治会町内会数と世帯数及び現在の青少年指導員指導員数を基礎に算出いたしました。

地域全体での取り組みを考慮すると、概ね自治会町内会あたり 1 人が望ましいと考えておりますが、これまでの経過や地域の実情に応じ、柔軟に御対応いただければと思います。

<参考>

- (1) 青少年指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議の上、地区連合町内会ごとに定めることを基本とする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。(横浜市青少年指導員委嘱要領 2 推薦人員及び推薦方法)
- (2) 定数について、横浜市として決まった数値(上限など)はありません。

2：選出が難しい場合や、推薦期限に間に合わない場合にはどうすれば良いか。

旭区役所地域振興課生涯学習係へ御連絡をお願いします。

電話 (954)6099 FAX(955)3341

3：要領にある、「その他区長が選出団体として必要と認める地域の団体」とは何か。

青少年指導員の活動は、連合町内会のエリアを活動拠点とし、その地域の関係者と連携を図って行っています。

そのため、委員の推薦については、基本的には連合町内会を母体として考えていますが、区や地域の実情に応じて、例えば、自治会町内会のないマンションの管理組合等を選出団体とすることなどが想定されています。

4：推薦基準の中に、「原則として市内在住者であること」とあるが、市外在住者が横浜市の青少年指導員になることはあるのか。

市外在住者が横浜市の青少年指導員となることもあります。例えば商業地域などで、店舗を市内にお持ちの市外在住者が青少年指導員となる場合が考えられます。

5：年齢について、原則として 65 歳未満(再任の場合は、70 歳未満)となっているが、年齢が超えていても、推薦して良いのか。

まずは、原則を踏まえてお考えください。しかしながら、地域の実情に応じて柔軟な対応が必要な場合もあると思います。例えば、「他に候補者がなく、この人ならば年齢を超えていても、十分に活動できる」といった理由などです。

推薦にあたり、担当までご一報いただければと思います。

6：提出期限が早すぎないか。

この度の推薦につきましては、前回より若干ですが、提出期限を延ばしています。

第27期につきましては、4月上旬に委嘱式を予定しており、大勢の方の書類を確認させていただくこととなります。書類の確認に時間が掛かりますことを御理解ください。

大変申し訳ございませんが、期限が過ぎる場合は担当までご一報ください。

7：横浜市の青少年指導員の身分は。

青少年指導員は、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的に、市及び県から委嘱を受けている委嘱委員です。

※スポーツ推進委員（法律設置）と異なり、県の条例及び市の要綱で定めています。

8：任期について、マンション等で1年おきに指導員の変更がある。

指導員の変更や辞退は適宜行うことができます。

お手数ですが、変更手続きのため、区役所地域振興課にお知らせください。

9：連合自治会町内会未加入の団体から青少年指導員の推薦は必須なのか。

青少年指導員は、次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう地域環境を創りあげる活動を、地域の関係者や団体と連携して行っています。

旭区内の子どもたちを地域全体で見守っていくという観点をご理解いただき、青少年指導員の推薦にご協力をいただければと考えています。

10：連合自治会町内会未加入の団体から推薦された青少年指導員は、どのような活動をするのか

青少年指導員の活動は、「地域に根差した、地域ぐるみの活動」に支えられていると認識しています。そのため、団体内のみならず、地域の中で他団体から推薦された青少年指導員の皆様と一緒に活動していただければと考えています。

地域の青少年指導員のとりまとめや連絡調整は、各地区の青少年指導員地区会長が担っていますので、ぜひ、ご一緒に活動していただけたらと思います。

ご提出いただいた推薦書をもとに、各地区におつなぎさせていただきます。